

## 住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法第242条第4項の規定により、平成30年7月17日付けの住民監査請求に係る監査結果を別添のとおり公表する。

平成30年9月13日

深川市監査委員 金山 泰 明

深川市監査委員 楠 理智子

## 住民監査請求監査結果

### 第1 請求の受理

#### 1 請求人

住所、氏名省略

#### 2 相手方

深川市長

#### 3 請求書の提出日

平成30年7月17日

#### 4 請求の要件審査

この深川市職員措置請求については、平成30年7月20日付けで監査委員から求めた補正項目に関して、同年7月23日に請求人から補正がなされたことから、請求の提出日付けで受付し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を備えているものと認め、同年7月26日付けでこれを受理した。

### 第2 請求の要旨

#### 1 請求内容

請求人から提出された深川市職員措置請求書及び事実証明書として添付された告発文等の資料を総合すれば、本件措置請求の要旨は次のとおりである。

(1) 平成30年4月22日、請求人の行う市政相談においてA町内会の住民から、深川市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が実施する「小地域ネットワーク活動事業」について、A町内会では平成18年度から同ネットワークの組織を立ち上げ本事業に参加するようになり、社会福祉協議会より助成金を受けているが、その会計に関し町内会とは別会計の口座で監査が行われず、町内会総会においても会計報告がなされていない裏会計口座となっており、収支の不明な公費の不正使用が行われているとの告発があった。

このことについて調べてみると、社会福祉協議会が実施する小地域ネットワーク事業において、他市で義務付けとなっている領収書添付が履行されず、深川市市民福祉部社会福祉課（以下「市社会福祉課」という。）が社会福祉協議会に対して支出する小地域ネットワーク事業に対する補助金で、経費が証明されていない補助金の支出が平成25年度から平成28年度まで発生している。

- (2) 社会通念上、会計倫理として事業経費に対する補助金で、領収書等で証明されていない経費に対する支出があってはならない。

平成 25 年度に北海道から深川市へ社会福祉法人に対する各権限が委譲となった際に、北海道から指導監査ガイドラインが示されており、会計において計算書・附属明細書の確認が規定されているが、社会福祉協議会は小地域ネットワーク事業において領収書等で経費を証明しておらず決算できない筈で、いわゆる不明決算のまま翌年度に同様の予算を計上している。深川市監査事務局及び市社会福祉課は平成 30 年現在まで社会福祉協議会に対し、小地域ネットワーク事業に関連する部分の監査等を実施しておらず、本来、社会福祉法人に対する各種権限を持った時に、北海道の示すガイドライン通りに指導監査を行い、適正な指導と深川市自体の補助金交付要綱など適切な改正等を行っていれば回避できた事態である。

地方自治体の理念・道義上も、経費が証明されていない補助金支出が明らかとなったにも拘らず、未証明の支出を放置する事は市民の血税を放棄する行為に等しく許されるものではない。

- (3) この事により、これまで市社会福祉課が社会福祉協議会に対し支出した、小地域ネットワーク事業補助金のうち、証明に基づかない、起算根拠のない不当（不正）な公費支出が平成 25 年度から平成 28 年度まで発生し、深川市に総額 254 万円の損害を与えた。

- (4) 市社会福祉課は社会福祉協議会に対する監査等により、平成 25 年度からの小地域ネットワーク事業補助金で領収書等により証明されていない全額の返還もしくは、次年度分以降の小地域ネットワーク事業補助金額の減額調整などで損害を相殺し、正常な会計にする事を求める。

深川市企画総務部企画財政課は再発を防止するため、深川市補助金等交付要綱を改正し、事業経費等補助金では領収書添付を義務付ける事を求める。

- (5) 請求人が本件を知見できたのは、平成 30 年 4 月 22 日の市政相談における告発によるもので、それ以外、通常の調査等では本件を知りえなかったためである。

## 2 添付資料（事実証明書）

- (1) 告発文・資料（A 町小地域ネットワーク事業に係る不正の概要。社会福祉協議会に提出された平成 18～26 年度分の A 町小地域ネットワーク活動決算書等実績報告書及び預金口座通帳の写し）。
- (2) 市社会福祉課から社会福祉協議会に対し交付した平成 25～29 年度分の小地域ネットワーク事業に係る補助金支出関係書類及び、市が社会福祉協議会より提出を受けた実績報告書類。
- (3) 指導監査ガイドライン

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

請求人から事実証明書として添付のあった市社会福祉課が所管する地域福祉活動推進事業補助金（小地域ネットワーク事業）のうち、措置請求があるのは平成 25 年度から平成 28 年度までに市社会福祉課が社会福祉協議会に対し支出した補助金に関してであり、法第 242 条第 2 項により、概算払いによる公金の支出についての監査請求は、当該公金の支出がされた日から一年を経過したときはできないものであるが、本件について請求人が知見出来たのは、平成 30 年 4 月 22 日の市政相談における告発によるもので、それ以外通常の調査等では本件を知り得なかったため、同条同項但し書の「正当な理由があるときは、この限りでない。」との規定に該当するとの申し立てであった。

このことについては、「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて監査請求ができる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの（平成 14 年 9 月 12 日最高裁判所判決）」であり、さらに、「住民が相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であれば誰でも閲覧できる情報等については、それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、その頃には住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるといふべきである（平成 19 年 2 月 14 日東京高等裁判所判決）」との判例がある。

本件措置請求の要旨に掲げられている補助金等の実績報告時に領収書の添付義務を規定していないことは、いつでも閲覧のできるインターネット上の市のホームページで公開されている条例・規則の「深川市補助金等交付要綱」に規定する条文を相当の注意力をもって調査すれば知ることができたのではないか、疑念の余地は残るが、本件が住民からの告発により公費の不正使用が問題視された事案であることを鑑み不問とし、本件措置請求に関する監査を実施するものとする。

監査の対象は、本件請求の内容から市社会福祉課が社会福祉協議会に対し支出した、平成 25 年度から平成 28 年度までの小地域ネットワーク事業に係る補助金の額の確定及び本件補助金の交付に係る行為について監査の対象とすることとするが、事の発端となった A 町内会の小地域ネットワーク組織に関しては、不正の事実証明として社会福祉協議会から助成金を受け事業を始めた平成 18 年の発足時からの決算書及び預金口座通帳の写し等の資料提出があったことから、これらについても分析検証を試みるものとする。

#### 2 請求人の陳述等

平成 30 年 7 月 26 日付けで本件措置請求書を受理した旨、請求人へ直接手渡した際に、陳述の機会の付与について説明したところ、請求人より本件に係る新たな証

拠として補足する資料の提出及び請求要旨を補足する陳述等は必要のない旨申し出があったことから、これを省略することとした。

### 3 監査対象所管部署

深川市市民福祉部社会福祉課  
(社会福祉法人 深川市社会福祉協議会)

### 4 監査の方法

法第 242 条第 4 項の規定による監査は次の方法で実施した。

#### (1) 書類調査

監査対象所管課に対して関係書類の提出を求めるとともに、所管課が社会福祉法人の運営全般における指導監査を担当する所管でもあることから、社会福祉協議会が実施する小地域ネットワーク活動事業について、助成金の交付を受けた団体等から社会福祉協議会が提出を受けている関係書類の提出を求めるよう促し、書類調査を行った。

#### (2) 事情聴取

平成 30 年 8 月 7 日、監査対象所管課の関係職員から事情を聴取するとともに、同月 27 日及び 30 日の 2 回に渡り、監査対象所管課の立会いのもと社会福祉協議会の担当職員から事情を聴取した。

### 5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査及び関係者からの事情聴取の結果、次に掲げる事項を確認した。

#### (1) 本件補助金について

補助金名：地域福祉活動推進事業補助金（小地域ネットワーク事業）

本件補助金は、社会福祉法人 深川市社会福祉協議会が、平成 4 年度から事業を開始した「小地域ネットワーク活動事業」について、その事業目的が、「本格的な高齢化社会が到来する中、援護を必要とする高齢者や障がいを持った方々が、安心して地域の中で永く暮らしていけるように、地域住民の参加と協力による援護体制（福祉ネットワーク）づくりを進め、地域に必要な援護活動を展開し、“心の通い合う福祉のまち”づくりを進めていくことを目的とする。」もので、法に基づき住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げなければならない市としても、法の趣旨に合致し、行政機関のみの力では手の及ばぬ本事業の地域住民の力と協力を得ながら推進を図ろうとする活動を奨励するため、社会福祉協議会が実施する事業費に対し、事業の開始当初より一部を助成しているものである。

市が社会福祉協議会に対し交付する補助金額は、例年同額の予算計上により年 635,000 円の定額を社会福祉協議会に対し支出している。

直近の平成 29 年度における社会福祉協議会の同事業実績額は 1,310,000 円で、

これに市からの補助金を差引いた 675,000 円を自主財源で賄っており、事業費の負担割合で見ると市が 48.5%、社会福祉協議会が 51.5%の割合となっている。

## (2) 小地域ネットワーク活動助成金について

本事業は、社会福祉協議会が策定した、小地域ネットワーク活動事業要綱（平成 4 年 4 月 1 日制定。）に基づき、前述した目的を理解賛同し、要援護高齢者等が安心して地域社会の中で暮らすことができるよう、ネットワークをつくり事業を推進する地区や複数の町内会で活動を推進する地域、単独で事業を推進する町内会に対し助成金を交付するもので、その構成メンバーは、町内会役員や婦人会、民生児童委員、JA 女性部、老人クラブ、ボランティア団体、個人ボランティアなど奉仕活動に賛同する人々で構成され、相互に連携・調整しながら、要援護高齢者等への声かけ等による安否確認や買い物応援、営繕、除雪、昼食会や夕食会、各種交流会の実施など地域の自主性により様々な取り組みが行われている。

その中で社会福祉協議会は、各地域でネットワークづくりが進むように、資料の提供や資金の助成を行い、様々な形で各地域における活動が推進されるよう協力・助言を行っているものである。

助成金の算定方法は、地区・町内会の規模に応じて 3 段階に助成額を区分した「①地区・町内会助成」と、要援護高齢者等の対象者数に応じて 3 段階に助成額を区分した「②対象者助成」とを合算した額で助成金額を決定しており、平成 29 年度における助成金の算定基準と助成金額別の団体数（構成町内会総数）は下記のとおりであった。

### 【算定基準】

#### ①地区・町内会助成

- ア) この事業を推進する地区 : 100,000 円
- イ) 複数の町内会で活動を推進する地域 : 60,000 円
- ウ) この事業を推進する単独町内会 : 30,000 円

#### ②対象者助成

- ア) ~ 20 名 : 10,000 円
- イ) 21 名 ~ 50 名 : 20,000 円
- ウ) 51 名 ~ : 30,000 円

### 【助成金額別の団体数（構成町内会総数）】

・	小地域ネットワーク助成金	130,000 円	×	3 団体	(構成 38 町内会)
・	同	上	90,000 円	×	2 団体 (構成 15 町内会)
・	同	上	60,000 円	×	10 団体 (構成 10 町内会)
・	同	上	50,000 円	×	2 団体 (構成 2 町内会)
・	同	上	40,000 円	×	1 団体 (構成 1 町内会)
	合 計	1,310,000 円		18 団体	(構成 66 町内会)

小地域ネットワーク活動助成金は、通常、年度当初に社会福祉協議会から各地域のネットワーク組織へ助成金の申請受付について案内文書を発送し、各ネットワーク組織より前年度分の活動報告書及び決算書の提出と、新年度の活動計画書及び活動予算書、活動推進役員（委員）名簿を添えて助成金交付申請書の提出を受け、助成金の額の確定と、新年度分の助成金を各ネットワーク組織より指定のあった預金口座に振り込む方法で助成に係る経理事務を処理している。

(3) A町小地域ネットワーク活動事業について

A町の小地域ネットワーク活動事業に関しては、不正の事実証明として社会福祉協議会から助成金を受け事業を始めた平成18年の発足時からの決算書及び預金口座通帳の写し等の資料提出があったことから、これらについて分析検証する。

『A町小地域ネットワーク活動事業』

○平成18年度発足時～平成29年度の同事業決算状況

【平成18年度（11月発足～3月）】

《決算報告書／収入の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
交付金	30,000	深川市社会福祉協議会
会費負担金	10,000	親交会
助成金	0	
繰越金	0	
雑収入	3	寄付金及び預金利子
合計	40,003	

《預金口座通帳》(単位：円)

入金日	記帳金額
18.12.08	10,000
19.01.29	30,000
19.02.19	3
計	40,003



《決算報告書／支出の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
会議費	2,230	役員会、その他
事務費	1,350	連絡・通信費
交通費	0	
福祉活動費	0	諸活動費
雑費	0	
合計	3,580	

《預金口座通帳》(単位：円)

出金日	記帳金額
計	0



∴ 収入 40,003 円－支出 3,580 円＝36,423 円（繰越金）⇔（通帳）入金 40,003－出金 0＝40,003

※ 決算書の収入は預金通帳と一致しているが、支出で年度内には未払いの経費 3,580 円を計上しているため次期繰越金が不一致。

【平成19年度】

《決算報告書／収入の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
交付金	30,000	社協より（事業助成）

《預金口座通帳》(単位：円)

入金日	記帳金額
前期繰越金	40,003

助成金	30,000	〃 (対象者割助成)	⇒	19.08.20	29
会費負担金	10,000	親交会より		19.10.09	60,000
繰越金	36,423	前年度繰越金		19.11.05	10,000
雑収入	86	寄付金及び預金利子		20.02.18	57
合計	106,509			計	110,089

《決算報告書／支出の部》 (単位：円)

項目	決算額	備考
会議費	4,200	役員会、その他
事務費	2,380	連絡・通信費・印刷
交通費	0	
福祉活動費	81,826	ふれあい世代交流会 15,000 学習・昼食会 66,826
雑費	0	
合計	88,406	

《預金口座通帳》 (単位：円)

出金日	記帳金額
19.07.12	18,580
20.03.19	75,000
計	93,580

∴ 収入 106,509 円－支出 88,406 円＝18,103 円 (繰越金) ⇔ (通帳) 入金 110,089－出金 93,580  
＝16,509

※ 前期繰越金及び次期繰越金が不一致。

預金口座より出金した 93,580 円で、支出決算の 88,406 円を支払ったほかに、前年度決算未払い分の 3,580 円を支払い、差引き 1,594 円の残金がある。(口座に戻していない現金保管)  
(∴ 決算書上の繰越金 18,103 円－口座残高 16,509 円＝1,594 円～現金保管)

【平成 20 年度】

《決算報告書／収入の部》 (単位：円)

項目	決算額	備考
交付金	30,000	社協より (事業助成)
助成金	30,000	〃 (対象者割助成)
特別助成金	30,000	〃 (道より助成)
会費負担金	10,000	親交会より
繰越金	18,103	前年度繰越金
雑収入	85	寄付金及び預金利子
合計	118,188	

《預金口座通帳》 (単位：円)

入金日	記帳金額
前期繰越金	16,509
20.06.09	60,000
20.08.18	42
20.12.17	30,000
21.02.16	43
計	106,594

《決算報告書／支出の部》 (単位：円)

項目	決算額	備考
会議費	5,480	役員会、その他
事務費	3,850	連絡・通信費・印刷
交通費	0	
福祉活動費	76,148	ふれあい世代交流会 15,000 学習・昼食会 61,148
雑費	0	
合計	85,478	

《預金口座通帳》 (単位：円)

出金日	記帳金額
21.02.19	73,884
計	73,884

∴ 収入 118,188 円－支出 85,478 円＝32,710 円 (繰越金) ⇔ (通帳) 入金 106,594－出金 73,884  
＝32,710

※ 前期繰越金は不一致。次期繰越金が一致。

親交会からの会費負担金 10,000 円は決算書に計上されているが、口座通帳には入金なく、手持ち現金として保管されている。

預金口座より出金した 73,884 円に手持ち現金 10,000 円と、前期繰越の現金保管分 1,594 円の合計 85,478 円で、支出決算の 85,478 円を支払っており、決算書の次期繰越金と口座通帳の残高が一致。(決算期末の手持ち現金保管無し)

【平成 21 年度】

《決算報告書／収入の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
交付金	30,000	社協より(事業助成)
助成金	30,000	〃(対象者割助成)
会費負担金	10,000	A町より
繰越金	32,710	前年度繰越金
雑収入	26	寄付金及び預金利子
合計	102,736	

《預金口座通帳》(単位：円)

入金日	記帳金額
前期繰越金	32,710
21.06.23	60,000
21.08.17	9
22.02.22	17
計	92,736



《決算報告書／支出の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
会議費	8,000	役員会、その他
事務費	4,800	通信費・その他
交通費	2,200	連絡・車借上料 他
福祉活動費	43,540	ふれあい世代交流会 学習・ふれあい訪問活動
雑費	5,800	印刷・その他
合計	64,340	

《預金口座通帳》(単位：円)

出金日	記帳金額
22.03.16	15,000
22.03.19	33,540
22.03.19	3,700
22.03.29	2,100
計	54,340



∴ 収入 102,736 円 - 支出 64,340 円 = 38,396 円 (繰越金) ⇔ (通帳) 入金 92,736 - 出金 54,340 = 38,396

※ 前期繰越金 及び 次期繰越金が一致。

A町からの会費負担金 10,000 円は決算書に計上されているが、口座通帳には入金なく、手持ち現金として保管されている。

預金口座より出金した 54,340 円に手持ち現金 10,000 円を併せた合計 64,340 円で、支出決算の 64,340 円を支払っており、決算書の次期繰越金と口座通帳の残高が一致。(決算期末の手持ち現金保管無し)

【平成 22 年度】

《決算報告書／収入の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
交付金	30,000	社協より(事業助成)
助成金	30,000	〃(対象者割助成)
会費負担金	10,000	A町より
繰越金	38,396	前年度繰越金
雑収入	15	寄付金及び預金利子
合計	108,411	

《預金口座通帳》(単位：円)

入金日	記帳金額
前期繰越金	38,396
22.07.16	60,000
22.08.16	6
23.02.21	9
計	98,411



《決算報告書／支出の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
会議費	15,500	役員会、その他
事務費	4,800	通信費・その他
交通費	5,000	連絡・車借上料 他
福祉活動費	39,282	ふれあい世代交流会 学習・ふれあい訪問活動
雑費	7,755	印刷・その他
合計	72,337	

《預金口座通帳》(単位：円)

出金日	記帳金額
23.02.24	10,500
23.02.24	27,302
23.03.02	6,000
23.03.02	4,800
23.03.18	10,000
23.04.11	3,735
計	62,337

※但し、H23.04.11 出金 3,735 円を含む。

∴ 収入 108,411 円－支出 72,337 円＝36,074 円 (繰越金) ⇔ (通帳) 入金 98,411－出金 62,337  
＝36,074

※ 前期繰越金 及び 次期繰越金が一致。

(但し、23.04.11 の口座出金額を含めた残高。年度をまたいだ支払いがあったと解されるもの。)

A町からの会費負担金 10,000 円は決算書に計上されているが、口座通帳には入金なく、手持ち現金として保管されている。

預金口座より出金した 62,337 円に手持ち現金 10,000 円を併せた合計 72,337 円で、支出決算の 72,337 円を支払っており(支払完了 H23.4.11)、決算書の次期繰越金と口座通帳の残高が一致。

(但し、H23.4.11 現在残高。決算期末の手持ち現金保管無し)

【平成 23 年度】

《決算報告書／収入の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
助成金	60,000	社協より助成
会費負担金	10,000	A町より
繰越金	36,074	前年度繰越金
雑収入	13	預金利子
合計	106,087	

《預金口座通帳》(単位：円)

入金日	記帳金額
前期繰越金	36,074
23.07.07	60,000
23.08.22	5
24.02.20	8
24.03.15	10,000
計	106,087

《決算報告書／支出の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
会議費	15,000	役員会、その他
事務費	4,700	通信費、その他
事業費	38,272	ふれあい世代交流会 学習・ふれあい訪問活動
交通費	5,000	連絡、車借上料、その他
雑費	6,500	印刷代、その他
合計	69,472	

《預金口座通帳》(単位：円)

出金日	記帳金額
24.03.09	45,000
24.03.21	14,359
24.03.21	10,000
計	69,359

但し、H23.04.11 出金 3,735 円を除く。

∴ 収入 106,087 円－支出 69,472 円＝36,615 円 (繰越金) ⇔ (通帳) 入金 106,087－出金 69,359  
＝36,728

※ 前期繰越金は一致(支払完了 H23.4.11 後)。次期繰越金が不一致。

A町からの会費負担金 10,000 円は決算書に計上され、口座通帳にも入金記帳しており、手持ち現金としての保管はされていない。

預金口座より出金した 69,359 円で、支出決算の 69,472 円を支払うことになり、差引き 113 円が不足し支払えないこととなる。

これについて、決算書を見ると、下欄に記載された次年度繰越金の計算式では

(収入 106,087 円－支出 69,472＝36,728 円) と記載されており、収入と差引残高である次年度繰越金は口座通帳と一致していることから、決算書の支出の部において集計額を 113 円余計に足して計算してしまった誤算の可能性が高いと考えられる。(決算期末の手持ち現金保管無し)

【平成 24 年度】

《決算報告書／収入の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
助成金	60,000	社協より助成
会費負担金	10,000	A町より
繰越金	36,728	前年度繰越金
雑収入	13	預金利子
合計	106,741	

《預金口座通帳》(単位：円)

入金日	記帳金額
前期繰越金	36,728
24.07.10	60,000
24.08.20	5
25.02.18	8
25.03.21	3,500
計	100,241

《決算報告書／支出の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
会議費	13,000	役員会、その他
事務費	4,800	通信費、その他
事業費	39,650	ふれあい世代交流会 学習・ふれあい訪問活動
交通費	5,000	連絡、車借上料、その他
雑費	6,550	印刷代、その他
合計	69,000	

《預金口座通帳》(単位：円)

出金日	記帳金額
25.03.05	26,000
25.03.05	15,000
25.03.08	11,500
25.03.08	10,000
計	62,500

∴収入 106,741 円－支出 69,000 円＝37,741 円(繰越金) ⇔ (通帳) 入金 100,241－出金 62,500  
＝37,741

※ 前期繰越金 及び 次期繰越金が一致。

A町からの会費負担金 10,000 円は決算書に計上されているが、口座通帳には入金なく、手持ち現金として保管されている。

預金口座より出金した 62,500 円に手持ち現金 10,000 円を併せた合計 72,500 円で、支出決算の 69,000 円を支払い、手元に残った差引き残額の 3,500 円を口座通帳に戻入(H25.3.21)しており、決算書の次期繰越金と口座通帳の残高が一致。(決算期末の手持ち現金保管無し)

【平成 25 年度】

《決算報告書／収入の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
助成金	60,000	社協より助成
会費負担金	0	A町より
繰越金	37,741	前年度繰越金
雑収入	12	預金利子
合計	97,753	

《預金口座通帳》(単位：円)

入金日	記帳金額
前期繰越金	37,741
25.08.07	60,000
25.08.19	4
26.02.17	8
26.03.18	4,012
計	101,765

《決算報告書／支出の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
会議費	8,500	役員会、その他
事務費	3,000	通信費、その他
事業費	37,988	ふれあい世代交流会

《預金口座通帳》(単位：円)

出金日	記帳金額
26.02.28	40,000
26.02.28	10,000
26.03.12	13,000

		学習・ふれあい訪問活動		
交 通 費	5,000	連絡、車借上料、その他		
雑 費	4,500	印刷代、その他		
合 計	58,988		計	63,000

∴収入 97,753 円－支出 58,988 円＝38,765 円（繰越金）⇔（通帳）入金 101,765－出金 63,000  
 = 38,765

※ 前期繰越金 及び 次期繰越金が一致。

A町からの会費負担金収入なし。

預金口座より出金した 63,000 円で、支出決算の 58,988 円を支払い、手元に残った差引き残額の 4,012 円を口座通帳に戻入(H26.3.18)しており、決算書の次期繰越金と口座通帳の残高が一致。（決算期末の手持ち現金保管無し）

※ 平成 25 年度の決算書に関し、社会福祉課を通じて社会福祉協議会に対し、同町内会へ収支を証明できる金銭出納簿や領収書等が残されていれば提供を依頼するよう協力を求めた結果、同町内会より当時の役員の交代等により、同年度の決算書に関し既に処分されたのか不明であった。但し、領収書の一部について現存するものがあったことから、下記のとおり確認検証した。

○ふれあい訪問活動～3月15日実施（計 37,988 円）

・70 歳以上高齢者の安否確認声かけ、粗品配布（対象者当初 55 名）

箱ティッシュ（5 箱入り）@230 円×40 個＝9,200 円

トイレットペーパー @378 円×46 個＝17,388 円

市指定ゴミ袋（燃）@200 円×57 個＝11,400 円

その他～3月13日 食事代 4,600 円

※上記の領収書について決算書を見る限りにおいては、時期から 3 月 15 日に実施したふれあい訪問活動に係る会議費として計上された役員会 8,500 円の一部と推察される。

合計 42,588 円

※ 上記のとおり現存する領収書で確認できたのは 42,588 円で、決算額 58,988 円との差引き 16,400 円については確認困難であった。決算書によると、その内訳は、会議費 8,500 円－4,600 円＝3,900 円、事務費（通信費等）3,000 円、交通費（連絡、車借上料等）5,000 円、雑費（印刷代等）4,500 円の計 16,400 円について領収書が現存確認できなかったが、前述の決算書と預金口座との突合せでは前期繰越金及び次期繰越金は一致しており、収支上の不符号は見られなかった。

#### 【平成 26 年度】

《決算報告書／収入の部》

（単位：円）

項 目	決 算 額	備 考
助 成 金	60,000	社協より助成金
会費負担金	0	
繰 越 金	38,765	前年度
雑 収 入	10	利息
合 計	98,775	

《預金口座通帳》（単位：円）

入金日	記帳金額
前期繰越金	38,765
26.07.28	60,000
26.08.18	4
27.02.16	6
27.03.16	6,000
計	104,775

《決算報告書／支出の部》

（単位：円）

項 目	決 算 額	備 考
会 議 費	0	
事 務 費	0	
事 業 費	15,000	ふれあい世代交流会

《預金口座通帳》（単位：円）

出金日	記帳金額
26.06.17	15,000
27.01.05	16,000
27.03.16	43,368

	43,368	ふれあい訪問活動	⇒		
交 通 費	0				
雑 費	10,000	印刷謝礼			
合 計	68,368			計	74,368

∴収入 98,775 円－支出 68,368 円＝30,407 円（繰越金）⇔（通帳）入金 104,775－出金 74,368  
= 30,407

※ 前期繰越金 及び 次期繰越金が一致。

A町からの会費負担金収入なし。

預金口座より出金した 74,368 円で、支出決算の 68,368 円を支払い、手元に残った差引き残額の 6,000 円を口座通帳に戻入(H27.3.16)しており、決算書の次期繰越金と口座通帳の残高が一致。（決算期末の手持ち現金保管無し）

※ 平成 26 年度の決算書に関し、社会福祉課を通じて社会福祉協議会に対し、同町内会へ収支を証明できる金銭出納簿や領収書などの提供を依頼するよう協力を求めた結果、同町内会より下記のとおり領収書等の提出を受けることが出来たことから、これを検証する。

○ふれあい訪問活動～3月14日～15日実施（計 43,368 円）

- ・ 70 歳以上高齢者全員の安否確認声かけ、粗品配布（対象者 78 名）  
箱ティッシュ（5 箱入り）@235 円×78 個＝18,330 円  
トイレットペーパー（12）@321 円×78 個＝25,038 円

○ふれあい世代交流会～6月27日開催（計 15,000 円）

- ・ ふれあいネットワーク世代交流会（まあぶ～講演勉強会・焼肉）参加者 27 名
- ・ 上記の 15,000 円の領収書について、ふれあい助成として当時の町内会会計へ支出していたことから、内容等に関し再照会を行ったところ、同町内会が実施主体となり実施する「敬老ふれあい事業」との合同による「ふれあい世代交流会」を開催したもので、ネットワーク事業会計より 15,000 円を負担したものであった。

本件に関しては、別途、敬老ふれあい事業に係る実績報告書の事業内容資料及び収支決算書の収入の部にネットワーク事業会計から 15,000 円の収入を受けている旨、記載のあることを確認した。

○雑費～印刷謝礼 10,000 円（資料等印刷費用の謝礼）

合計 68,368 円

※ 上記の決算書等に表示された計数は、領収書(写)及び添付書類等により照合した結果、正確であることが認められた。

【平成 27 年度】

《決算報告書／収入の部》

(単位：円)

項 目	決 算 額	備 考
助 成 金	60,000	交付金
会費負担金	0	
繰 越 金	30,407	前年度繰越金
雑 収 入	9	預金利息
合 計	90,416	

《預金口座通帳》(単位：円)

入金日	記帳金額
前期繰越金	30,407
27.07.17	60,000
27.08.17	3
28.02.22	6
計	90,416

《決算報告書／支出の部》

(単位：円)

項 目	決 算 額	備 考
会 議 費	0	
事 務 費	4,736	コピー用紙・筆・墨汁他
事 業 費	20,000	ふれあい交流会（まあぶ焼肉）
合 計	39,628	春のレクリエーション大会

《預金口座通帳》(単位：円)

出金日	記帳金額
27.06.01	20,000
28.03.14	1,218
28.03.23	21,803
28.03.25	8,600

	14,240	75歳以上ふれあい個別訪問	⇒	28.03.28	24,005
				28.03.29	2,978
合 計	78,604			計	78,604

∴収入 90,416 円－支出 78,604 円＝11,812 円（繰越金） ⇔（通帳）入金 90,416－出金 78,604  
＝11,812

※ 前期繰越金 及び 次期繰越金が一致。

A町からの会費負担金収入なし。

預金口座より出金した 78,604 円で、支出決算の 78,604 円を支払い、決算書の次期繰越金と口座通帳の残高が一致。（決算期末の手持ち現金保管無し）

※ 平成 27 年度の決算書に関し、社会福祉課を通じて社会福祉協議会に対し、同町内会へ収支を証明できる金銭出納簿や領収書などの提供を依頼するよう協力を求めた結果、同町内会より下記のとおり領収書等の提出を受けることが出来たことから、これを検証する。

○春のレクリエーション大会～3月27日開催（事務費 4,736 円、事業費 39,628 円 計 44,364 円）

・事務費 4,736 円（コピー用紙、プリンターインク、筆、墨汁、マジックペン代）

・事業費 39,628 円（昼食会用～おにぎり、豚肉、野菜類、味噌、豆腐、飲料、菓子類、割り箸、どんぶり、紙おしぼり、キッチンタオル、洗剤、箱ティッシュ、ゴミ袋、軽トラック借上料ほか）

○ふれあい訪問活動～3月28日実施（計 14,240 円）

・75歳以上高齢者への粗品配布（対象者 80 名）

箱ティッシュ（5箱入り）@178円×80個

○ふれあい交流会～6月29日実施（計 20,000 円）

・敬老ふれあい事業（まあぶ～講演勉強会・焼肉）参加者 26 名

・上記について支出を証明する領収書の添付が無かった為、再照会を行ったところ、同町内会が実施主体となり実施する「敬老ふれあい事業」との合同による「ふれあい世代交流会」を開催したもので、実際の開催場所となった「まあぶ」への支払は 60,600 円で、その内の 20,000 円をネットワーク活動会計が負担したが、領収書の振り分けは行っていないものであった。

本件に関しては、別途、敬老ふれあい事業に係る実績報告書の事業内容資料及び収支決算書の収入の部にネットワーク活動会計からの 20,000 円の収入があった旨記載のあること、支出の部に添付の領収書（60,600 円）があることを確認した。

合計 78,604 円

※ 上記の決算書等に表示された支出額計数は、領収書(写)及び添付書類等により照合した結果、一部に会計処理上の不備な点は見られたものの、内容的には符号していることが認められた。

### 【平成 28 年度】

《決算報告書／収入の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
助成金	50,000	町内会より
交付金	60,000	小地域ネットワーク活動事業
合 計	110,000	

《預金口座通帳》(単位：円)

入金日	記帳金額
	町内会口座へ集約

《決算報告書／支出の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
会議費	0	
事務費	0	

《預金口座通帳》(単位：円)

出金日	記帳金額
	町内会口座へ集約

事業費	38,502	秋のレクリエーション大会		
〃	36,092	お楽しみ春の集い		
〃	29,024	ふれあい訪問活動		
合計	103,618			

∴収入 110,000 円－支出 103,618 円＝6,382 円 ⇔ (通帳) 町内会口座に集約され資料無し。

※ 請求人から提出を受けた資料「告発文・資料」によると、平成 28 年 1 月の A 町内会定期総会で問題となった後の 5 月の臨時総会で、会計を全て 1 本化し預金口座通帳を 1 冊にまとめたことから、決算報告書と預金口座通帳との突合せは、町内会口座通帳を閲覧出来ない以上困難。

町内会口座からの資金収支となったことから、前期繰越金 11,812 円は決算において未計上となっている。

決算書を見ると、下欄に記載された次年度繰越金の計算式では

「収入 60,000 円－支出 60,000＝0 円」と記載されており、決算書として成り立たない。

支出額が 103,618 円であり、社会福祉協議会からの助成金(交付金)60,000 円と前期繰越金 11,812 円を合わせた計 71,812 円以上の経費は支出しており、不足分の 31,806 円が実際に町内会で負担した額と言えることから、収入の部の町内会助成金 50,000 円との差引き 18,194 円は町内会会計に戻入したことと、前期繰越金の 11,812 円を収入の部に記載し、収支同額により繰越金のないことを明記すべきである。「収入 103,618 円－支出 103,618 円＝ 0 円」

これについては、社会福祉協議会が同町内会から実績報告書の提出を受けた時点で確認し、訂正するよう助言すべきであったものである。

※ 平成 28 年度の決算書に関し、社会福祉課を通じて社会福祉協議会に対し、同町内会へ収支を証明できる金銭出納簿や領収書などの提供を依頼するよう協力を求めた結果、同町内会より下記のとおり領収書等の提出を受けることが出来たことから、これを検証する。

○秋のレクリエーション大会～10 月 23 日開催 (計 38,502 円)

- ・景品代 18,419 円 (菓子、飲料、レトルト食品、箱ティッシュ、ゴミ袋ほか)
- ・弁当代 16,380 円 (出前寿司ランチセット 21 食分)
- ・諸雑費 3,703 円 (横断幕用ロール紙、修正テープ、写真代、ゴミ袋ほか)

○ふれあい訪問活動～10 月 25 日実施 (計 29,024 円)

- ・75 歳以上高齢者への粗品配布 (対象者 56 名、施設 58 名 計 114 名)
- 箱ティッシュ (5 箱入り) @268 円×114 個×5%割引

○お楽しみ春の集い～3 月 26 日開催 (計 36,092 円)

- ・昼食会用食材 14,122 円 (無洗米、飲料、豚肉、野菜類、味噌、プリンほか)
- ・昼食会用食器 2,786 円 (発泡どんぶり、食品容器)
- ・景品代 19,184 円 (箱ティッシュ、ラップ、ゴミ袋ほか)

合計 103,618 円

※ 上記の決算書等に表示された計数は、領収書(写)及び添付書類等により照合した結果、正確であることが認められた。

### 【平成 29 年度】

《決算報告書／収入の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
助成金	3,686	町内会より
交付金	60,000	小地域ネットワーク活動事業
合計	63,686	

《預金口座通帳》(単位：円)

入金日	記帳金額
町内会口座へ集約	

《決算報告書／支出の部》

(単位：円)

項目	決算額	備考
会議費	0	
事務費	0	
事業費	48,422	秋の集い
〃	15,264	ふれあい訪問活動
合計	63,686	

《預金口座通帳》(単位：円)

出金日	記帳金額
町内会口座へ集約	

∴収入 63,686 円－支出 63,686 円＝ 0 円 ⇔ (通帳) 町内会口座に集約され資料無し。

※ 平成 29 年度の実績報告より決算書に領収書(写)の添付を求めており、これを検証する。

○秋の集い～10月22日実施(計48,422円)

- ・景品代 33,230 円 (入浴剤、ハンドクリーム、洗剤、海苔、醤油ほか)
- ・昼食代 7,628 円 (サンドイッチ 25 セット、漬け物 4 袋)
- ・食器等 7,564 円 (紙皿、スプーン、割り箸、ごみ袋、ビンゴゲームセットほか)

○ふれあい訪問活動～10月23日～26日実施(計15,264円)

- ・75 歳以上高齢者への粗品配布 (対象者 53 名)
- 箱ティッシュ (5 箱入り) @288 円×53 名分

合計 63,686 円

※ 上記の決算書等に表示された計数は、領収書(写)及び添付書類等により照合した結果、正確であることが認められた。

## 第4 監査の結果

### 1 判断

以上のような事実関係の調査、確認、聴取の結果、本件請求について次のように判断する。

#### (1) A 町の小地域ネットワーク活動事業における会計処理について

前述した A 町の小地域ネットワーク活動事業について、不正の事実証明書として提出のあった資料は、平成 18 年度発足時から平成 26 年度までの事業報告書及び決算書の写し、同事業の会計に係る預金口座通帳の平成 18 年 12 月 8 日の新規口座開設時から平成 28 年 3 月 29 日まで (口座残高 11,812 円～次年度繰越金と一致) の入出金記帳記録の写しであった。

これに資金の流れを見極めるため、市社会福祉課を通じて社会福祉協議会が実際に助成金を交付した団体から提出を受けている平成 27 年度から平成 29 年度までの事業報告書及び決算書の提出を求め、平成 18 年度から平成 29 年度に至るまでの 12 年間の決算書と預金口座通帳の入出金状況との突合せを行うとともに、平成 25 年度から平成 29 年度まで 5 年間分の収支を証明できる金銭出納簿や領収書などの提供を社会福祉協議会から A 町内会へ依頼するよう求め、提出を受けた領収書等資料に基づき可能な限り分析検証に努めた。

その結果、A 町の小地域ネットワークは、発足時からの経理処理の流れについて、年度によっては支出の集計相違や経理処理上に稚拙な面が見受けられたものの、全体的な収支の状況において不符号は無く、経理処理上における明らかに不

正・不当な支出と判断のできるものは認められなかった。

また、社会福祉協議会から交付を受けた助成金の資金使途は特に指定されたものではなく、地域のネットワークによる要援護高齢者等の見守り援護活動の推進に資する目的に沿っているものであれば、事業の支出内容は個々の団体の自由裁量とされており、助成を行う社会福祉協議会も個々のネットワークの自主性を尊重し助成金の使途について各々に委ねていることから、事業経費の支出内容等に関する妥当性の論議は、そのネットワーク組織内における問題となるものである。

このことから、助成金の使途については、監査の視点で議論を挟む余地はないものと心得るが、平成18年のネットワーク発足時から12年間分の実績報告及び決算書の活動内容から窺えるのは、人件費など経費の計上の無い無償の奉仕活動を、地域住民が手を取り合い福祉増進のために真剣に取り組んでいることが認められるものであった。

また、A町のネットワーク組織がA町内会とは別個の独立した組織で、町内会会計とは別会計で運営し処理されているものとした場合、町内会総会での会計報告の必要性の有無は問題とはならないものとの見方も出来る。

但し、組織の体制が当該町内会の役員等で構成されているのであれば、やはり町内会住民の認知と理解を前提としての活動が望ましいものであり、そのことが事業年数の経過とともに風化し、今回の問題にまで至ったものと思われる。

なお、本件監査の実施に際し、市が補助金を実際に交付した補助事業者（社会福祉協議会）のみならず、その補助事業者が助成金を交付した間接補助事業者（各地域のネットワーク組織）に対しても、事実解明の協力を求め監査を行ったが、本来、法に基づいた監査に関する行政実例でも示されているとおり、間接補助事業者（補助を受ける者からさらに補助を受ける者）を監査することはできないものであり、市社会福祉課を通じ社会福祉協議会から当該団体へ事実解明の協力を求め、資料の提供が得られたことから検証することができたものである。

次に、本件措置請求に際し、請求人より不当・不正な公金の支出があるとして提出のあった事実証明書等資料では、問題となったA町内会の小地域ネットワーク組織に関する不正疑惑に係る告発文及び決算書・口座通帳の写しのほかは、市社会福祉課が社会福祉協議会に対して交付した地域福祉活動推進事業補助金（小地域ネットワーク事業）に関する社会福祉協議会からの実績報告書等支出関連資料と、厚生労働省が策定した指導監査ガイドラインであり、A町内会以外の他の17団体に関する不正等を示す資料等の添付は無く、本件請求人は領収書の添付が無いことをもって他の奉仕団体をも不正な会計処理が行われているか確認調査が必要と、監査の実施を求めているが、住民監査請求は、請求人の側で不正が疑われる行為の具体的・客観的な証拠を示す必要があるものであり、補助事業者からの実績報告時に提出される事業報告書及び決算書等に、領収書の添付が無いことのみをもって、市が損害を被ったことを判断のできる証拠を示しているとは言えず、それは請求人の疑念に過ぎず、請求する全ての監査を実施し明らかにしな

なければならない理由とはならない。

このことについては、住民監査請求の対象となる行為等に関する判例で「一定の期間にわたる当該行為等を包括して、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるなどの権能までを認めたものではないと解するのが相当である。」、「住民監査請求は、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみて、その違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないといわなければならない。(平成2年6月5日最高裁判所判決)」と判示されているところである。

## (2) 社会福祉協議会の行う小地域ネットワーク活動助成金について

(H29 社会福祉協議会助成金 1,310,000 円/年 ⇒ 各ネットワーク組織へ交付)

本事業は、事実関係の確認で述べたとおり、社会福祉協議会が策定した、小地域ネットワーク活動事業要綱(平成4年4月1日制定。)に基づき、要援護高齢者等が安心して地域社会の中で暮らすことができるよう、ネットワークをつくり事業を推進する地区や複数の町内会で活動を推進する地域、単独で事業を推進する町内会に対し助成金を交付するもので、通常、年度当初に社会福祉協議会から各地域のネットワーク組織へ助成金の申請受付について案内文書を発送し、各ネットワーク組織より前年度分の活動報告書及び決算書の提出と、新年度の活動計画書及び活動予算書、活動推進役員(委員)名簿を添えて助成金交付申請書の提出を受け、助成金の額の確定と、新年度分の助成金を各ネットワーク組織より指定のあった預金口座に振り込む方法で助成に係る経理事務を処理している。

市が社会福祉協議会に対し交付する補助金額は、例年同額の予算計上により年635,000円の定額を社会福祉協議会に対し支出している。

直近の平成29年度における社会福祉協議会の同事業実績額は1,310,000円で、これに市からの補助金を差引いた675,000円を自主財源で賄っており、事業費の負担割合で見ると市が48.5%、社会福祉協議会が51.5%の割合となっている。

これまで社会福祉協議会は、各地域のネットワーク組織から提出される実績報告書に添付されている決算書は、全て町内会あるいはネットワーク組織団体の監事による監査、団体の承認を経て提出されているものとの認識で受理しており、各団体から監査報告書や会計処理の内容を証する附属書類、領収書等の決算額の適正性を客観的に把握確認できる資料の提出までは求めておらず、このことは、

助成金を交付する各ネットワーク組織が、営利を目的とせず福祉の奉仕活動を行う地域住民による自治組織であるが故の性善説に基づいた考え方であったものと思われ、その考え方から事務処理上の甘さが見受けられたものである。

一方、このこととは別に、社会福祉法等の一部改正が平成 29 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンス強化と事業運営の透明性の向上等の改革が行われ、法人の財務諸表の公表等について法律上明記されるとともに財務規律の強化が図られ、併せて社会福祉法人に対する指導監督についても見直しが行われ、「社会福祉法人指導監査実施要綱」の見直し策定（全部改正）と、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化した「指導監査ガイドライン」が厚生労働省より示され、平成 29 年 4 月 1 日より施行されている。

社会福祉協議会ではこのことを受け、財務諸表の公表等や指導監査に関することは社会福祉法人の事業本体の運営そのものに対することではあったが、法の趣旨から事業運営の透明性の確保と財務規律の強化を重視し、本件措置請求のあった「小地域ネットワーク活動助成金」についても、平成 29 年度の実績報告より事業経費に係る領収書の添付を各団体に求めることとしたものであった。

さて、社会福祉協議会では、先に述べたように市から補助金を受け、それに自主財源を投じて支出した助成金の一部について、仮に違法または不正な支出があると認められた際は、直接的には社会福祉協議会が損害を被るものであり、その団体へ助成金の損害額相当の返還を求めるべきものである。

その際に、社会福祉協議会では、各団体へ支出した助成金の取り扱いについて、事業経費に剰余が生じても次年度繰越金として保有を認めており（繰越金の額によっては、次年度助成金で差引くなどの調整もあるが、現在まで事例なし。）、助成金の一部に不正等による返還が生じた際は、その損害額の全額返還を求めるか、実際に適正と認められる収支状況を算定したうえで、正しい次年度繰越額を試算し次年度の助成金で差引き調整するか、幾つかの選択肢が考えられるが、不正の事実が認められた際は、事の重大性に鑑み返還による方法で一旦は精算のうえ整理すべきものとする。

社会福祉協議会より会計上の不正の指摘を受け助成金の返還を余儀なくされた団体においては、それが特定個人によるものであった場合に、その個人に対して損害賠償を求めることも可能と考察するが、本件については、監査を実施した A 町の小地域ネットワーク組織においては、発足時からの経理処理の流れの中で、確かに年度によっては支出の集計相違や経理処理上に稚拙な面が見受けられたものの、全体的な収支の状況において不符号は無く、経理処理上における明らかに不正・不当な支出と判断のできるものは認められなかったところであり、直接的に被害を受けることとなる社会福祉協議会に損害が発生している事実があるとは認められなかったところである。

(3) 市の行う地域福祉活動推進事業補助金（小地域ネットワーク事業）について  
（H29 市補助金 635,000 円/年 ⇒ 社会福祉協議会へ交付）

本件補助金は、深川市市民福祉部社会福祉課が、社会福祉法人 深川市社会福祉協議会の行う小地域ネットワーク活動事業について、前述したとおり市民の福祉の向上に資するものと認め、同活動の推進と充実を奨励すべく、社会福祉協議会に対し、事業費の一部を平成4年度の事業開始当初より補助しているものである。

この補助金の会計事務の流れは、深川市補助金等交付要綱第4条に基づき、年度当初に社会福祉協議会から事業計画書及び収支予算書等を添えて補助金等交付申請書の提出を市社会福祉課で受け、部内での内容等の審査・決裁及び企画財政課の合議を経て交付を決定した後、社会福祉協議会へその旨通知し、請求により一括払を行っているもので、社会福祉協議会での事業が完了した後、事業報告書及び収支決算書等を添えて補助金等実績報告書の提出を受け、補助金の額を確定する事務処理となっているものである。

市が社会福祉協議会に対して交付する補助金の額は、補助率等の定めは特に無く、毎年予算の範囲で 635,000 円の定額で補助しているものであるため、社会福祉協議会の事業収支（会計処理）が適正に処理されているか、つまり各地域のネットワーク組織へどのように助成金を支出しその交付実績額は正確であるか、また、事業報告書の実施内容が客観的に見て補助金の交付目的に沿ったものであるかなどを確認することにより、補助金の額を確定することができるものである。

また、補助率の定めのない定額補助であるが故に、社会福祉協議会の事業収支額に大きな変動があり市が支出した補助金額よりも実績額が下回った場合等とはもかくとして、多少の事業収支の変動額には特に左右されないものと解される。

このことから、社会福祉協議会の行う小地域ネットワーク活動事業の助成金交付事務について、仮に助成金の交付先において事業の一部に資金使途の不明・不正なものが確認された場合においても、市から支出された補助金額に影響を及ぼすほどの額でない以上、第一義的に見て、市としては直接的に損害を受けたとは言い難く、同事業総額から見た市の補助金が占める負担割合から応分の損害金を算定し、返還を社会福祉協議会へ請求することは難しいものとする。

なぜなら市は、社会福祉協議会自体の不正等による損害を受けたのであればともかく、社会福祉協議会の行う助成金支給事業に対し、あくまで間接的に関与しているに過ぎず、同事業が全体的に見て、市の補助目的に沿って事業が行われていけば問題とはならないものと考えられるからである。

よって、これらのことから、本件請求で求める「小地域ネットワーク事業補助金のうち、証明に基づかない起算根拠のない不当（不正）な公費支出が平成25年度から平成28年度まで発生し、深川市に総額254万円の損害を与えた。平成25年度からの小地域ネットワーク事業補助金で領収書等により証明されていない全額の返還もしくは次年度以降の小地域ネットワーク事業補助金額の減額調整などで損害を相殺し、正常な会計にする事。」について、本件補助金の額の確定に

は不当、不正はなく、市が社会福祉協議会に対して補助金の返還を求める請求人の主張には理由がないものである。

なお、本件請求内容で、「平成 25 年度に北海道から深川市へ社会福祉法人に対する各権限が委譲となった際に、北海道から指導監査ガイドラインが示されており、会計において計算書・附属明細書の確認が規定されている」とあるが、先に述べたとおり、「社会福祉法人指導監査実施要綱」の見直し策定（全部改正）と、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化した「指導監査ガイドライン」が厚生労働省より示されたのは、平成 29 年 4 月 1 日より施行されたものであり、それまでは全国統一の「指導監査ガイドライン」は無かったものであることを了知願いたい。

#### (4) 深川市補助金等交付要綱について

深川市補助金等交付要綱は、補助金等に係る予算執行の適正化を図るため、補助金等の交付の申請・決定その他補助金の交付に関し必要な事項を定めることを目的として、昭和 51 年 5 月 25 日に制定、翌 26 日から施行されたものである。

その中で実績報告については、同要綱第 10 条第 1 項で「補助事業者等には、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の決定に係る会計年度が終了したときは、すみやかに補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出させるものとする。」とし、同項第 1 号に「補助事業等に係る事業実績及び収支決算書」、同項第 2 号に「その他市長が必要と認める書類」と規定されている。

このことから、補助金等の交付事務を担当する各所管において、補助金等の事業内容や補助対象経費、補助事業者の形態などを勘案し、同項第 2 号に規定する「その他市長が必要と認める書類」として領収書等確認書類の添付を求めることもできるものと推察する。

また、同要綱の第 13 条では「補助事業者等には、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備えさせ、これを整備させておくものとする。」旨規定し、補助事業の内容や決算状況等について、必要があると認めるときは調査又は報告を求めることができるものとされている。

企画財政課の調査によると本市を含む道内 35 市の中で（内、未回答であった 4 市については当監査事務局で電話照会により確認）、補助金の精算（決算整理）の際の確認方法として、条例・規則・要綱等で領収書の添付を義務付けている市は 5 市（14.3%）で、その他の 30 市（85.7%）は、条例・規則・要綱等で一律に領収書の添付を義務付ける規定はなく、補助事業の収支決算の確認手段等の取り扱いは各市各々であるが、深川市と同様に補助事業者に事業収支の決算を確認できるように帳簿及び書類を整備させ、必要があると認めるときに調査又は報告を求める方法が執られているようである。

深川市では、全ての補助金に領収書添付の義務付けを規定することはせず、補助金の対象となる事業規模や対象経費、事業内容、補助率の程度、事業効果等のほか、補助対象事業者の形態等を勘案し、各所管において実績報告時に事業収支

を確認できる領収書等資料添付の可否について判断するよう委ねており、補助金の取扱いに柔軟性を持たせているようである。

これは、補助金の交付を受ける補助事業者の行おうとする事業規模によっては、補助対象事業全ての領収書を添付することとなると、質的な問題などによっては事業者には相当の事務的な負担を強いることとなるとともに、提出を受ける側においてもその確認作業に相当程度の時間と人件費等の経費を費やし、非効率的な事務作業となることも想定されることから、全ての補助金について一律に領収書添付の義務付けを行うことには、現実的ではないものもあるからなのではないかと推測される。

そのような場合においては、補助事業者自体に監事による監査を行うチェック機能があれば、その監査報告や会計内容に関する附属明細書など事業収支を証明する資料の添付を求め、補助金の収支確認を行うなど、その補助金の規模、対象経費、事業内容、種類、性質や補助事業者の形態に応じ、各所管においては臨機応変に確認手段を検討し対応すべきことが必要であろう。

なお、そもそも住民監査請求は、「財務監査」だけを請求することができるものであり、要綱の改正という行政事務に関する「事務監査」を請求することはできず、現要綱が、財務会計上明らかに違法、不当と看做されるものではない以上、監査委員が判断する立場にはないものと考えられるものであり、請求人の求める要綱改正について、監査を行う立場から審査をしなければならない理由とはならないものと判断する。

## 2 結論

以上により、請求人の本件請求には理由がないので、これを棄却することとする。

## 3 意見

本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、監査を行った立場から一言意見を申し述べる。

今回、市社会福祉課を通じ監査を行った社会福祉協議会に対しては、漫然と既存の事務事業を処理することなく、いつ、どこで、どの場面においても住民の目が届いていることを肝に銘じ、自身の行う事務事業に細心の注意を払い、特に会計事務に関しては複数の職員によるチェック体制を整備し怠ることのないよう、市社会福祉課においては、社会福祉協議会の行う事務事業に関し、監督責任が問われることを十分に認識し、指導監督に努めていただきたい。

また、多種多様な補助金の交付事務を担当している各所管においては、本件請求で問題提起された事柄を他山の石として、公費を支出していることを重く受け止め、補助事業者から提出された実績報告においては、事業報告内容及び収支決算内容について、後になり他から問われた際にしっかりと説明責任を果たせるように決算書の確認作業を怠らぬようお願いしたい。

さらに、企画財政課においては、行政運営の透明性・公正性を高めるために、要

綱改正までには及ばずとも、補助事業等の種類・内容により収支決算の確認書類として領収書の添付が容易な補助事業は、原則としてその添付を求め、それを求めることが難しい場合は、補助事業者の監事による監査報告書や会計内容の詳細に関する附属明細書など事業収支を証明する資料の添付を求めて、補助金の収支確認を行うよう、また、補助事業者の収支決算に係る会計帳簿及び領収書等書類について、必要がある場合に確認を求めることができるよう、法第 236 条の金銭債権の消滅時効に規定する 5 年間の保存整備を補助事業主に対しても補助金の交付決定通知の際に備考欄に明記するなどの通知等により、各所管へ周知徹底を図る方法も有効と思われることを意見として申し添える。